

事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

高知市長 桑名 龍吾

事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部を改正する要領

改正前	改正後
<p>1～2 略</p> <p>3 対象建設工事等</p> <p>(1) この要領の対象となる建設工事等は、<u>請負対象金額が500万円以上の建設工事等</u>とする。ただし、事後審査型制限付き一般競争入札により難しい場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 入札参加資格要件等</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 次項第6号に規定する手持ち工事(業務)(以下この号において「手持ち工事」という。)を開札の時点において有しない者。ただし、次の<u>ア又はイ</u>に該当するものは、当該者に掲げる件数まで手持ち工事を有することができるものとする。なお、総合評価落札方式においては、公告により定めるものとする。</p> <p>ア 建設工事のうち税込予定価格が2千万円未満の土木一式工事の入札に参加する者 1件 <u>(新設)</u></p> <p><u>イ</u> 当該年度又は前年度において、建設工事のうち発注工事と同一工種について高知市優良建設工事施工者表彰を受けた者 1件。ただし、<u>建設工事のうち税込予定価格2千万円未満の土木一式工事の入札に参加する者については2件</u></p> <p>(10)～(11) 略</p> <p>5～12 略</p>	<p>1～2 略</p> <p>3 対象建設工事等</p> <p>(1) この要領の対象となる建設工事等は、<u>次に該当するもの</u>とする。ただし、事後審査型制限付き一般競争入札により難しい場合はこの限りでない。</p> <p><u>ア 請負対象金額が130万円を超える建設工事(土木一式工事にあつては請負対象金額が500万円以上)</u></p> <p><u>イ 委託対象金額が100万円以上の建設工事に係る委託業務</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 入札参加資格要件等</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 次項第6号に規定する手持ち工事(業務)(以下この号において「手持ち工事」という。)を開札の時点において有しない者。ただし、次の<u>アからウのいずれかに</u>該当するものは、当該者に掲げる件数まで手持ち工事を有することができるものとする。なお、総合評価落札方式においては、公告により定めるものとする。</p> <p>ア 建設工事のうち税込予定価格が2千万円未満の土木一式工事の入札に参加する者 1件</p> <p><u>イ 建設工事のうち税込予定価格が500万円未満の土木一式工事を除く工事の入札に参加する者 1件</u></p> <p><u>ウ</u> 当該年度又は前年度において、建設工事のうち発注工事と同一工種について高知市優良建設工事施工者表彰を受けた者 1件。ただし、<u>ア及びイに該当する者については2件</u></p> <p>(10)～(11) 略</p> <p>5～12 略</p>

改正前

別表

工 種	設計金額(税込)	格付等級	備 考
土木一式	1億円以上	A	
	8千万元以上1億円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	6千万元以上8千円未満	B又はA	
	3千万元以上3千円未満	<del>B、C又はA</del>	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	2千万元以上2千円未満	C又はB	
	1千5百万元以上2千円未満	<del>C、D又はB</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	1千万元以上1千5百円未満	C又はD	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	5百万元以上1千円未満	<del>C又はD</del>	
建築一式	1億円以上	A	
	8千万元以上1億円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	6千万元以上8千円未満	B又はA	
	3千万元以上3千円未満	<del>B、C又はA</del>	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	2千万元以上2千円未満	C、B又はA	
	1千万元以上1千円未満	<del>C、D又はB</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	5百万元以上1千円未満	<del>C、D又はB</del>	
電気・管	5千万元以上	A	
	3千万元以上3千円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	2千万元以上2千円未満	B又はA	
	1千5百万元以上2千円未満	<del>B、C又はA</del>	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	1千万元以上1千5百円未満	C又はB	
	5百万元以上1千円未満	<del>C、D又はB</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
舗装	3千万元以上	A	
	2千万元以上2千円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	1千万元以上1千円未満	B又はA	
	5百万元以上1千円未満	<del>C、A、B又はD</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
その他	5千万元以上	A	
	2千万元以上2千円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	1千万元以上1千円未満	B、A又はC	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	5百万元以上1千円未満	<del>C、A、B又はD</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上

改正後

別表

工 種	設計金額(税込)	格付等級	備 考
土木一式	1億円以上	A	
	8,000万元以上1億円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	5,000万元以上8,000円未満	B又はA	
	3,000万元以上3,000円未満	<del>B、A又はC</del>	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	2,000万元以上2,000円未満	C又はB	
	1,500万元以上2,000円未満	<del>C、B又はD</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	1,000万元以上1,500円未満	C又はD	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	500万元以上1,000円未満	<del>D又はC</del>	
建築一式	1億円以上	A	
	8,000万元以上1億円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	5,000万元以上5,000円未満	B又はA	
	3,000万元以上3,000円未満	<del>B、A又はC</del>	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	2,000万元以上2,000円未満	C、B又はA	
	1,000万元以上2,000円未満	<del>C、B又はD</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	130万円を額え1,000円未満	<del>D、C又はB</del>	
電気・管	5,000万元以上	A	
	3,000万元以上5,000円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	2,000万元以上2,000円未満	B又はA	
	1,500万元以上2,000円未満	<del>B、A又はC</del>	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	1,000万元以上1,500円未満	C又はB	
	500万元以上1,000円未満	<del>C、B又はD</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
130万円を額え500円未満	<del>D、C又はB</del>		
舗装	3,000万元以上	A	
	2,000万元以上2,000円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	1,000万元以上2,000円未満	B又はA	
	500万元以上1,000円未満	<del>C、B、A又はD</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
130万円を額え500円未満	<del>D、C、B又はA</del>		
その他	5,000万元以上	A	
	2,000万元以上2,000円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	1,000万元以上2,000円未満	B、A又はC	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	500万元以上1,000円未満	<del>C、B、A又はD</del>	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の100万円未満を切り捨てたもの）以上
	130万円を額え500円未満	<del>D、C、B又はA</del>	

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行し、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。